

参考資料

佐賀県立総合看護学院条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

(課程、学科及び修業年限)

第三条 略

2 専門課程に次の表の学科の欄に掲げる学科を置き、それぞれの学科の修業年限は、同表の修業年限の欄に定めるとおりとする。

|         |         |
|---------|---------|
| 学 科     | 修 業 年 限 |
| 保 健 学 科 | 一 年     |
| 助 産 学 科 | 一 年     |
| 看 護 学 科 | 三 年     |

(入学することができる者)

第四条 略

2 看護学科に入学することができる者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条に該当する者であつて、学院の入学試験に合格したものとす。

(授業料)

第六条 学院の学生(以下「学生」という。)は、毎月の授業料として一万円を、知事が別に定める場合を除き、その月の十日ま

改正前

(課程、学科及び修業年限)

第三条 略

2 専門課程に次の表の学科の欄に掲げる学科を置き、それぞれの学科の修業年限は、同表の修業年限の欄に定めるとおりとする。

|         |         |
|---------|---------|
| 学 科     | 修 業 年 限 |
| 保 健 学 科 | 一 年     |
| 助 産 学 科 | 一 年     |
| 第一看護学科  | 三 年     |
| 第二看護学科  | 二 年     |

(入学することができる者)

第四条 略

2 第一看護学科に入学することができる者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条に該当する者であつて、学院の入学試験に合格したものとす。  
3 第二看護学科に入学することができる者は、准看護師の免許を得た後三年以上その業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であつて、学院の入学試験に合格したものとす。

(授業料)

第六条 学院の学生(以下「学生」という。)は、毎月の授業料として六千円を、知事が別に定める場合を除き、その月の十日ま

でに納入しなければならない。  
2〜4 略

でに納入しなければならない。  
2〜4 略

佐賀県精神保健福祉審議会運営条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十八年三月二十三日  
佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第二十八号

佐賀県精神保健福祉審議会運営条例の一部を改正する条例

佐賀県精神保健福祉審議会運営条例(昭和四十年佐賀県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県精神保健福祉審議会条例

第一条及び第二条を次のように改める。

(設置)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第九条第一項の規定に基づき、同項に規定する合議制の機関として、佐賀県精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者

二 精神障害者の医療に関する事業に従事する者

三 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第四条を次のように改める。

(臨時委員)

第四条 審議会に、特別の事項を調査審議するため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第二条第二項各号に規定する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、調査した事項に関し、審議会又は第六条に規定する部会に出席して意見を述べることができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第五条に見出しとして「会議」を付し、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

第六条第五項中、「第四条」を削る。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県精神保健福祉審議会運営条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

佐賀県精神保健福祉審議会条例

(設置)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九条第一項の規定

改正前

佐賀県精神保健福祉審議会運営条例

(趣旨)

第一条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十一

に基づき、同項に規定する合議制の機関として、佐賀県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者

二 精神障害者の医療に関する事業に従事する者

三 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 審議会に、特別の事項を調査審議するため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第二条第二項各号に規定する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、調査した事項に関し、審議会又は第六条に規定する部会に出席して意見を述べることができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

条の規定に基づき、法第九条第一項に規定する合議制の機関として設置する佐賀県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第二条 審議会の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。



|  |   |
|--|---|
| <p>(会議)</p> <p>第五条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。</p> <p>3 略</p> <p>(部会)</p> <p>第六条 略</p> <p>2 4 略</p> <p>5 第三条第四項及び第五条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。</p> <p>6・7 略</p> | <p>第五条</p> <p>審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。</p> <p>2 略</p> <p>(部会)</p> <p>第六条 略</p> <p>2 4 略</p> <p>5 第三条第四項、第四条及び第五条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。</p> <p>6・7 略</p> |
|--|---|

佐賀県精神保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第二十九号

佐賀県精神保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例

佐賀県精神保健福祉センター設置条例(昭和五十八年佐賀県条例第十七号)

の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号中「第三十二条第三項及び」を削り、「決定」の下に「及び障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十二条第一項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)」を加え、同項に次の二号を加える。

五 障害者自立支援法第二十二條第二項の規定により、市町が同條第一項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。

六 障害者自立支援法第二十六條第一項の規定により、市町に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県精神保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(設置)</p> <p>第一条 略</p> <p>2 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 法第四十五條第一項の申請に対する決定及び障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十二條第一項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務を行うこと。</p> <p>五 障害者自立支援法第二十二條第二項の規定により、市町が同條第一項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。</p> <p>六 障害者自立支援法第二十六條第一項の規定により、市町に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。</p> | <p>(設置)</p> <p>第一条 略</p> <p>2 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 法第三十二條第三項及び第四十五條第一項の申請に対する決定に関する事務を行うこと。</p> |

佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第三十号

佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例（昭和五十八年佐賀県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の百分の八十に相当する額」を削る。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

|     | 改 正 後   | 改 正 前   |
|-----|---|---|
|     | (使用料等の額)<br>第三条 使用料の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号）により算定した額とする。 | (使用料等の額)<br>第三条 使用料の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号）により算定した額の百分の八十に相当する額とする。 |
| 2 略 | 2 略   | 2 略   |

危険な動物の飼養及び保管に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第三十一号

危険な動物の飼養及び保管に関する条例を廃止する条例

危険な動物の飼養及び保管に関する条例（昭和五十六年佐賀県条例第二十六号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年六月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

佐賀県工鋳業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第三十二号

佐賀県工鋳業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例

佐賀県工鋳業試験手数料及び使用料条例（昭和三十三年佐賀県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の手数料の項の第一号中「四六〇円から一三、六五〇円まで」を「三、三六〇円から九、六九〇円まで」に、「二成分」を「一件又は二成分」に、「九三〇円から一、五六〇円まで」を「一、六八〇円から六、一四〇円まで」に、「三六〇円から一六、七五〇円まで」を「七七〇円から一六、七五〇円まで」に改め、同項の第二号中「二九〇円から一一、六七〇円まで」を「六二〇円から一三、二九〇円まで」に改め、同項の第三号中「三〇〇円から一一、五四〇円まで」を「一、五〇〇円から一〇、九三〇円まで」に改め、同項の第四号中「一、四三〇円から二四、二五〇円まで」を「四、四一〇円から七〇、〇





規定にかかわらず、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県立有田工業大学校条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

| 改正後         |      |           |      | 改正前         |           |      |      |
|-------------|------|-----------|------|-------------|-----------|------|------|
| 別表第一(第七条関係) |      |           |      | 別表第一(第七条関係) |           |      |      |
| 区           | 分    | 授業料の額(月額) | 区    | 分           | 授業料の額(月額) | 区    | 分    |
| 短期研修        | 一般研修 | 二六、〇〇〇円   | 短期研修 | 一般研修        | 二五、三〇〇円   | 短期研修 | 一般研修 |
| 特別研修        | 特別研修 | 四、七〇〇円    | 特別研修 | 特別研修        | 四、六〇〇円    | 特別研修 | 特別研修 |
|             |      | 七〇〇円      |      |             | 七〇〇円      |      |      |

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第三十四号

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例

佐賀県営住宅条例(平成九年佐賀県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改め、同条第七号中「又は既存入居者若しくは」を「既存入居者又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状態からみて」に改める。

第六条第一項中「第二号及び第三号」を「第二号から第四号まで」に改める。  
第七条第二項中「同項第二号及び第三号」を「同項第二号から第四号まで」に改める。

第四十八条中「第二号及び第三号」を「第二号から第四号まで」に改める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(入居者の公募)</p> <p>第四条 知事は、次に掲げる事由に係る者を入居させる場合を除くほか、入居者を公募しなければならない。</p> <p>一〜四 略</p> <p>五 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三条第四項若しくは第五項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>六 略</p> <p>七 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数が増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている県公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>八 略</p> | <p>(入居者の公募)</p> <p>第四条 知事は、次に掲げる事由に係る者を入居させる場合を除くほか、入居者を公募しなければならない。</p> <p>一〜四 略</p> <p>五 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三条第三項若しくは第四項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>六 略</p> <p>七 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数が増減があつたこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことにより、知事が入居者を募集しようとしている県公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>八 略</p> |



第六条 県公営住宅に入居することができる

者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第六条第一項で定める者（次項、次条第二項及び第四十八条において「老人等」という。）にあつては第二号から第四号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあつては第三号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 四 略

（入居者の資格の特例）

2 前条第一項第二号ロに掲げる県公営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第二号から第四号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者でなければならない。

（入居者の資格）

第四十八条 県改良住宅に入居することができる者は、改良法第十八条の規定により入居する場合を除き、次の各号（老人等にあつては第二号から第四号まで、被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する被災者等にあつては第三号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 四 略

第六条 県公営住宅に入居することができる

者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第六条第一項で定める者（次項、次条第二項及び第四十八条において「老人等」という。）にあつては第二号及び第三号、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあつては第三号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 四 略

（入居者の資格の特例）

2 前条第一項第二号ロに掲げる県公営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第二号及び第三号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者でなければならない。

（入居者の資格）

第四十八条 県改良住宅に入居することができる者は、改良法第十八条の規定により入居する場合を除き、次の各号（老人等にあつては第二号及び第三号、被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する被災者等にあつては第三号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 四 略

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第三十五号

佐賀県ふれあいランド馬渡設置条例を廃止する条例  
佐賀県ふれあいランド馬渡設置条例（平成七年佐賀県条例第十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第三十六号

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例  
佐賀県港湾管理条例（昭和四十七年佐賀県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の荷役機械の項中「4,900」を「9,000」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐賀県港湾管理条例別表第一の規定の適用については、同表中「9,000」とあるのは、平成十八年五月一日から平成十九年三月三十一日までにあつては「6,300」と、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までにあつては「7,650」と、それぞれ読み替えるものとする。

佐賀県ふれあいランド馬渡設置条例を廃止する条例をここに公布する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月二十三日印刷及び発行  
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
 印刷所 株式会社古川総合印刷

参考資料

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

| 改 正 後                           |                                     |                  |        | 改 正 前                           |                                     |                  |        |
|---------------------------------|-------------------------------------|------------------|--------|---------------------------------|-------------------------------------|------------------|--------|
| 別表第1 (第3条、第4条関係)<br>重要港湾における使用料 |                                     |                  |        | 別表第1 (第3条、第4条関係)<br>重要港湾における使用料 |                                     |                  |        |
| 港湾施設                            | 区 分                                 | 単 位              | 使用料(円) | 港湾施設                            | 区 分                                 | 単 位              | 使用料(円) |
| 略                               |                                     |                  |        | 略                               |                                     |                  |        |
| 荷役機械                            | 移動式ジブクレーン<br>(揚力34トンのもの)<br>を使用する場合 | 使用時間30分<br>までごとに | 9,000  | 荷役機械                            | 移動式ジブクレーン<br>(揚力34トンのもの)<br>を使用する場合 | 使用時間30分<br>までごとに | 4,900  |